

4・5歳児(短時間保育)の預かり保育について

1 預かり保育の対象

4歳児・5歳児(短時間保育)

裏面もご覧ください。

2 預かり保育料

(1) 金額

預かり保育の利用時間に応じて、以下の表の料金がかかります。

実施曜日	実施時期	利用時間	保育料(日額)
月曜日 ～金曜日	学期中	午後2時から午後5時まで	350円
	長期休業中	午前9時から午後2時まで	350円
		午前9時から午後5時まで	700円

(2) 支払方法

預かり保育料は、原則、口座振替でのお支払いをお願いいたします。引き落としは、翌月末(土日等の場合は翌営業日)となります。

※(例) 4月分の預かり保育料：5月末日の引き落とし

3 利用方法

(1) 事前

ア 書類

(ア) 利用される方全員

預かり保育申請書(別紙)

(イ) 週3日以上利用される方のみ

① 週3日以上利用できるのは、原則として就労と介護・看護の要件に限ります。

就労の場合は「就労証明書」、介護・看護の場合は「介護保険被保険者証等のコピー」を、お子さんが在籍している園で確認させていただきます。

② 提出期限

原則として、利用前月25日までに、園に「預かり保育申請書」をご提出ください。
※ただし、土・日・祝日を含まない3日前までの申請は受け付けます。

(状況によっては、申請を受け付けられないこともあります。ご了承ください。)

③ その他

前月に提出した申請書内容を含め、状況が変更となった場合は、利用の3日前までに園に伝え、申請書の内容を修正してください。

(2) 当日

① 登園時に「預かり保育確認カード」(別紙2)をご提出ください。

※就労の場合は月1回の提出、その他は利用時に毎回ご提出ください。

② 降園でお迎えされる場合は、保育施設から指定された方法で降園確認をしてください。 降園時はコドモンでいつも通り打刻をしてください。

(3) 月末

① 「預かり保育申請書」の下部の“月末確認欄”に日付・氏名・印・回数をご記入ください。

② 長期休業中に預かり保育が利用できる方は、就労等の要件のある方です。その他の要件で、長期休業中の利用を希望される方は園にご相談ください。

③ 規定の預かり保育料を滞納された場合、翌月以降の預かり保育の利用はできませんので、ご注意ください。

※預かり保育料が無償化の対象となるには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

4 預かり保育の無償化について

(1)「施設等利用給付認定」を希望される方は、次の書類が必要です（郵送可）。

① 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」  保育・入園課へご提出ください。

② 保育を必要とする証明書類 園に見せてから保育・入園課へ提出ください。

※認定は、申請書を区で受理した月の翌月からの適用となります。

保護者の状況		添付書類及び注意事項
就労 (月48時間 以上の就労 に限る)	外勤	・就労証明書(証明日が提出日時点で3か月以内のもの)
	会社経営 会社役員	・就労証明書 ・最新の法人事業概況説明書(営業許可証、または履歴事項全部証明書(証明日が提出日時点で6か月以内のもの)も可。)のコピー
	個人事業主	・就労証明書 ・最新年分の確定申告書控え(第一表・第二表)(営業許可証、開業届も可)のコピー
	内職	・就労証明書と収入のわかる書類
就労が内定している		・就労証明書
開業を予定している		・就労証明書と開業を証明できる書類のコピー
妊娠・出産		・母子健康手帳のコピー(表紙(氏名がわかるページ)・出産(予定)日がわかるページ)
保護者に病気または心身の障がいがある		・保護者の診断書(証明日が提出日時点で6か月以内のもの)、または 保護者の障害者手帳(有効期限内のもの)等のコピー
二親等内の親族を看護・介護している		・被介護者の診断書(証明日が提出日時点で6か月以内のもの)、または 障害者手帳や介護保険被保険者証等のコピー ※ 申請されるお子さんの看護・介護は要件となりません。
就学・就学内定 (カルチャー講座等は除く)		・在学証明書(証明日が提出日時点で3か月以内のもの) 就学内定の場合は合格通知等
育児休業 (すでに在園しており、年少の児童の育児休業に入る場合)		・就労証明書(育児休業(予定)期間欄に記載のあるもの) ※ 認定期間は育休期間中になります。 育児休業取得前から区立認定こども園を利用していない場合は認定できません。 ※ 申請されるお子さんの育児休業中の場合、育児休業終了予定日の属する月からの認定となります。
求職活動中		・求職活動状況申立書と求職活動が客観的にわかる書類

※ 就労証明書は、保育・入園課の様式を提出(押印省略可)

※ 在学証明書は、保育・入園課の様式、または、学校様式で同等の内容が記載された証明書を提出(押印省略可)

※ 求職活動中の認定期間は3か月です。

【問合せ先】 ☎120-8510 足立区中央本町 1-17-1 足立区役所中央館 3 階

保育・入園課入園第一～第三係 TEL: 03-3880-5263 FAX: 03-3880-5703